

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第4号
令和7年5月15日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 大本和則

登録を行う日 令和7年6月2日